

資料 1

実施計画 素案 (第2回審議会)

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

4-3-3 暮らしを支える上下水道の機能保全と持続可能な運営

主管課 水道課

1 現状と課題

本町ではこれまで、上水道、簡易水道、公共下水道、農業集落排水、個別排水処理施設（合併浄化槽）など、地域の実情に応じた生活環境の向上に努めてきました。令和 7 年 3 月現在、水道の普及率^{※1}は 91.2%（給水人口 16,104 人）、下水道の水洗化率^{※2}は 96.4%（水洗化人口 17,010 人）に達しており、概ね整備が完了している状況にあります。

一方で、全国的な人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化が進行する中、本町の上下水道事業も「建設拡張の時代」から「適正な維持管理、計画的な更新の時代」へと移行しています。

さらに、近年頻発する自然災害時においても生活に欠かせない水の確保と衛生的な環境を維持するため、上下水道施設の強靱化を図るとともに、いざという時の応急・復旧体制を整えていくことも重要です。

限られた財源と人員の中で事業を持続していくため、施設の計画的な機能保全による長寿命化を進めるとともに、経費の節減と水道料金・下水道使用料の適正化等による必要な収入の確保を基本としつつ、新技術（DX）や地域の実情を踏まえた民間のノウハウの活用（官民連携の調査・研究）も視野に入れた経営基盤の強化を図り、安全・安心な水環境を次世代へ引き継いでいくことが求められています。

※1 水道普及率：町全体の人口（行政人口）に対する、上水道および簡易水道を利用している人口（給水人口）の割合

※2 下水道水洗化率：町全体の人口（行政人口）に対する、公共下水道、農業集落排水、個別排水処理施設を利用して水洗化している人口（水洗化人口）の割合

2 施策の方針

上下水道施設の計画的な機能保全と災害への強靱化、および経営基盤の強化を進め、次世代へ安全・安心な水環境を引き継ぎます。

対象	町民 および 上下水道施設
意図	施設の適正な機能保全・強靱化と、持続可能な事業経営
結果	安全な水の安定供給と、快適な生活環境の提供

3 施策の主な内容

（1）水道施設の機能保全・強靱化と安全・安心な水の供給

安全・安心な水道水を安定的に供給するため、施設の耐震化及び老朽管の布設換えによる機能保全・強靱化を推進するとともに、計画的な点検調査の実施による適切な維持管理に努めます。

- ・上水道施設については、施設の耐震化や更新を推進するとともに、計画的な漏水調査による原因箇所の特定と対策を実施することで有収率向上に努めます。
- ・簡易水道施設については、一部の区域について上水道統合を計画し、施設の耐震化及び更新、施設の統廃合を検討していくほか、他の施設についても耐震化を推進していきます。

(2) 下水道施設の機能保全・強靱化と快適な生活環境の確保

快適な生活環境を確保するため、老朽化した施設の更新及び耐震化による機能保全・強靱化を推進するとともに、計画的な点検調査の実施による適切な維持管理に努めます。

- ・公共下水道施設については、施設の効率的な機能保全や汚水中継ポンプ場の耐震化を推進するとともに、不明水調査により影響の大きい箇所特定と対策を実施することで有収率向上に努めます。
- ・農業集落排水施設については、計画的な点検・修繕による施設の効率的かつ適正な維持管理を推進し、長寿命化と排水処理機能の安定化を図ります。
- ・個別排水処理施設（合併浄化槽）については、未普及地域における適正な生活排水処理を促進することにより生活環境及び公共用水域の水質環境を保全するとともに、健全な経営に向け、維持管理手法を含めた将来的なあり方を検討していきます。

(3) 上下水道事業の健全な運営と危機管理体制の構築

将来にわたって持続可能な上下水道事業を運営するため、経営基盤の強化を図るとともに、災害等に備えた応急・復旧体制を構築し、安全・安心なサービスの安定的な提供に努めます。

- ・経常収支の均衡を考慮した健全な事業経営を持続するため、経営戦略の進捗管理・定時見直しを行うとともに、経営状況を踏まえた適正な水道料金・下水道使用料への見直しを図ります。
- ・町民の理解と協力が得られるよう、わかりやすい上下水道経営の情報提供に努めます。
- ・新技術・DXの活用による業務効率化を図るとともに、民間のノウハウを活用する官民連携等の可能性についても、地域の実情を踏まえながら調査・研究を進めます。
- ・BCP（業務継続計画）の定期的な見直しや、防災訓練の実施、災害時協定の拡充などにより、有事における迅速な応急・復旧体制を強化します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
【強靱化】 ① 基幹管路である送水管耐震化率（水道）	水道課調べ	3% (R8)	29%
【強靱化】 ② 汚水中継ポンプ場の耐震化率（下水道）	水道課調べ	0% (R8)	50%
【機能保全】 ③ 有収率（上水道）	水道課調べ	94.4% (R6)	95%以上
【機能保全】 ④ 有収率（公共下水道）	水道課調べ	71.9% (R6)	80.0%
【経営】 ⑤ 経常収支比率（水道事業会計）	決算値	102.09% (R6)	100%以上
【経営】 ⑥ 経常収支比率（下水道事業会計）	決算値	91.65% (R6)	100%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
水道施設の機能保全・強靱化 ・水道施設の更新、耐震化の推進 ・計画的な漏水調査と対策の実施	水道課		検討			
			実施			
下水道施設の機能保全・強靱化 ・下水道施設の更新、耐震化の推進 ・不明水調査と対策の実施	水道課		検討			
			実施			
上下水道事業の健全な運営 ・料金、使用料の改定 ・経営戦略の進捗管理・定時見直し	水道課		検討			
				実施	実施	

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・令和14年度から簡易水道の一部区域において、上水道との統合を目指し、施設の耐震化及び更新を計画。
- ・水道、下水道事業の広域的な連携に向けた体制構築に向けた検討を実施。
- ・官民連携や新技術（DX）の活用による、効率的かつ持続可能な上下水道事業の運営体制の構築。

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

4-1-3 暮らしの安全・安心の確保

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町の犯罪発生件数は、年度によって増減があるものの、令和7年には45件と近年で高い水準となっており、防犯対策の強化が引き続き必要です。一方、交通事故の発生件数は近年減少傾向にあり、直近10年間（平成28年～令和7年）の年間平均発生件数は約23件となっており、令和元年の35件をピークに近年は20件前後で推移しています。しかし、事故の多くは依然として安全不確認などの基本的な交通ルールの違反運転が原因となっています。

防犯対策や交通安全の取組では、警察や専任交通指導員などにより、学校における児童生徒の犯罪や事故への対応訓練、交通安全指導が実施されています。また、防犯については、防犯協会、少年補導員会などのボランティアによる町内外の巡視・啓発活動や、町においてもメールなどを活用した不審者などの情報提供を行っています。しかし、自転車盗、万引きなどの犯罪は依然として発生しており、さらにSNSを悪用した少年への被害も深刻化するなど、中学生・高校生を中心に犯罪に巻き込まれるリスクが高まっていることから、法令の厳守とあわせ、家庭や地域社会による幼児期からの社会教育が課題の一つです。このために、行政、学校、PTA、地域が一体となり児童生徒を交通事故や犯罪から守る活動が必要です。

さらに、高齢者人口の増加とともに高齢者を狙った悪質な訪問販売やSNSを利用した巧妙な手口による特殊詐欺の防止、あわせて、交通安全教室の開催など交通事故防止の推進も必要となっています。

消費者を取り巻く環境は、高齢者人口の増加や消費者ニーズの多様化が進む中、インターネットやSNSの急速な普及に伴う消費者被害が急増するなど大きく変化しています。スマートフォンやタブレット等の普及に伴い、誰もが簡単にインターネット環境にアクセスできるようになり、暮らしの利便性の向上が図られる一方、正誤の入り混じった多くの情報が氾濫する中で、消費生活相談の内容も複雑化・多様化しており、消費者の安全・安心を守る取組の継続・強化が必要となっています。本町では「消費生活センター」を設置し、消費者被害防止のための消費生活相談体制の強化を図ってきており、依然として高齢者からの相談が全体の相談件数に占める割合は高いものの、幅広い世代へのデジタル機器の普及から、インターネット通販や定期購入に関する相談が増加しています。このような背景から、芽室消費者協会との連携を図り、消費生活相談体制の継続、強化はもとより、消費者被害の未然防止のための啓発事業や情報提供、消費者教育の一層の強化を図る必要があります。

また、食は人の生命の基本であり、安全で安心な食品を摂ることは心身の健康維持のためにも重要なものであるため、町民の「食の安全・安心」への関心は高いものになっています。食を取り巻く環境は、物価高騰の長期化により低価格を重要視する消費者が増加する中、食品や食品添加物への正しい知識の普及、さらに食べ残しや賞味期限切れによる食品ロスの削減など多くの課題があることから、「食の安全・安心」を確保するため、芽室消費者協会などとの連携をより一層強化し、一丸となった取組が必要です。

2 施策の方針

地域が一体となった防犯体制・交通事故防止に向けた取組、消費者被害の防止や食の安全・安心に向けた取組を進めます。

対象	町民、町内会
----	--------

意図	犯罪事故発生の抑制、交通事故の未然防止／消費者被害の防止及び食の安全・安心の確保
結果	町民の日常生活の安全・安心が確保される

3 施策の主な内容

(1) 交通安全指導・啓発事業の推進

町民一人ひとりの交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、交通安全指導や啓発事業を行うとともに、専任交通指導員による、幼児、小学生、中学生、高校生そして高齢者に対する街頭指導を継続します。特に、幼児から成人に至るまでの成長過程に応じた交通安全教室の推進や、高齢者には加齢に応じた実践的スキル及び交通ルールなどの知識の普及に努めます。

また、道路標識の整備など、交通事故防止につながるさまざまな取組を実施します。

(2) 防犯対策事業の推進

防犯協会、少年補導員会、学校、PTA及び町内会などの防犯対策事業を促進するとともに、児童生徒などの安全確保対策推進のため関係団体と連携した防犯対策に取り組み、**SNSを悪用した犯罪被害から中学生・高校生を中心とした児童生徒を守るため、学校・家庭・地域が連携した啓発・見守り活動を推進します。**

また、「子ども110番」及び「学校の安全マップ」などを活用した地域住民による防犯対策を進めるため、警察などの関係機関との連携強化に努めます。

(3) 各種団体の育成支援・連携強化

交通安全や防犯対策を目的とした自主活動を推進する団体に対し、行政としての支援や必要な資料の提供などを行い、広く町民にその活動内容を周知し活動を促進します。また、関係機関などと緊密な連携を図ります。

(4) 消費生活相談体制の充実強化

「消費生活センター」の相談員の資質向上を図り、悪質商法による被害や製品事故の苦情・問い合わせなどの消費生活に関する相談に応じ、消費者被害の救済・未然防止を図ります。

(5) 消費者の自主活動と自立支援の推進

消費生活におけるトラブルを未然に防止し、消費者が安心な生活を営むため、出前講座や啓発資料の配布、各種講座、セミナーの開催など、消費者教育を実施する芽室消費者協会と連携を図るとともに、その運営を支援します。

(6) 食の安全・安心の確保

遺伝子組み換え食品や食品添加物に対し芽室消費者協会など関係団体と連携を図りながら、食品の安全や食品表示に関する正しい知識の普及を図り、安全な食品の選択や使用を促進するとともに、**食べ残しや賞味期限切れによる食品ロスの削減に向け、町民・事業者と連携した取組を推進し、消費者の食の安全・安心を確保します。**

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①芽室町は防犯対策が十分であると思う町民の割合	住民意識調査	61.1% (R7)	80.0%
②日頃、交通ルールを守っていると思う町民の割合	住民意識調査	97.4% (R7)	90.0%以上
③安心して消費生活が送れると思う町民の割合	住民意識調査	84.4% (R7)	90.0%

④食品の安全性を意識して選んでいる町民の割合	住民意識調査	62.7% (R7)	70.0%
------------------------	--------	------------	-------

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
交通安全指導・啓発事業	環境土木課		実施			
防犯対策推進事業	環境土木課		実施			
各種団体等の育成支援事業	環境土木課		実施			
消費生活相談体制の充実強化	商工労政課		実施			
消費者の自主活動と自立支援の推進	商工労政課		実施			
食の安全・安心の確保	環境土木課・商工労政課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・地域ぐるみの犯罪被害防止体制の構築するため、町民・町内会・学校・関係団体・警察・行政などが地域一体となった恒常的な防犯体制の仕組みづくり
- ・デジタル化や高齢化等により社会情勢の変化が続いていく中、継続的な消費者行政の充実・強化により、消費者被害の救済や未然防止に取り組む。

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

1-2-1 地域内経済循環の推進と商工業の振興

主管課 商工労政課

1 現状と課題

本町の商工業は、基幹産業である農業を核に振興・発展してきましたが、近年における原油価格や資材価格の高騰など予測がしづらい先行きの不透明感、併せて景気改善の実感を伴わない金利の上昇は、多くの商工業者が今後の経済活動に対する不安感を抱く要因となっています。

商業においては、道路網整備及び郊外型大型店の出店などに伴い、生活圏や経済圏の広域化による町外への消費流出を余儀なくされるなか、町では交通、商業及び集客の核施設として駅前広場整備と併せ再開発ビル「めむろ〜ど」の建設、道路事業を基盤とした商店街整備、借り上げ公営住宅によるまちなか居住の促進などのハード事業と住宅リフォーム奨励事業、Mカードを活用した行政連携事業や消費喚起事業などのソフト事業により、現在まで町外への消費流出の抑制及び町内消費の喚起を図ってきました。また、コロナ禍以降のネット通販のさらなる普及など新たな流通経路による消費流出の加速化や原油価格や資材価格の高騰、金利の上昇による経済活動の不安定化に対応すべく、町融資制度の実施、消費喚起策やキャッシュレス化の対応への支援などを進め経営基盤強化を行ってきました。しかしながら、建物、設備等ハード事業の経年劣化による補修、維持にかかる経費対策や、町内消費喚起事業等ソフト事業によるさらなる地域内経済循環と地域の活性化に向けた方策の検討が必要となっています。

また、経営層の高齢化や店舗の老朽化により、駅前地区を中心として空き店舗、空き地が点在するなど、駅前地区の商店街の持つ中心性が低下し、商店街形成に大きな影響を与えています。町での空き店舗対策は、事業承継支援の実施や起業支援金制度の活用、起業・創業セミナーの実施などにより新規開業の実績にはつながってきていますが、まちなか再生事業と連動したさらなる対応策の検討が重要となっています。

工業系企業においては、東工業団地、西工業団地、弥生工業団地に約310社の企業が立地し、基幹産業である農業と連携した相乗効果により持続的な発展を遂げており、道東自動車道及び帯広広尾自動車道インターチェンジへのアクセスの利便性を背景に、立地の引き合いが依然多い現状にあり、多様な産業が集積する用地の拡大を進める必要があります。

また、近年、我が国の中小企業では人手不足が深刻化し、工業団地における企業においても人手の確保に苦慮しています。企業の持続的成長のためには安定した労働力確保が必要とされていることから、雇用促進住宅の整備、芽室町無料職業紹介所の運営や、企業の労働力確保対策を支援するなどの取組を行ってきました。将来的な人口減少に伴い、今後もより一層の人手不足が見込まれることから、企業と連携した取組を継続していくことが重要となります。

2 施策の方針

農業を軸とした産業連携による商工業の振興及び企業誘致と地域内経済循環を進めます。

対象	商工業者・工業系企業
意図	町内消費の拡大と産業連携による地域内経済循環を図る 企業誘致・支援による工業団地内企業活動の維持・拡大を図る
結果	雇用・税収の確保 町内消費の増加

3 施策の主な内容

(1) 「まちなか再生の推進」に連動した商店街活性化と地域内経済循環の促進

・「まちなか」の集客力の源となる「魅力ある個店」づくりや、芽室公園Park-PFI事業との

連携など、誘客・顧客化の取組を支援し、来街機会の増加による商店街の活性化を図るとともに、空き店舗などを活用した新規創業や既存事業者の新分野進出などへの支援を行うほか、**望まない廃業や後継者不在に対応する事業承継支援を推進**します。

- ・「めむろ駅前プラザ」「めむろステーションギャラリー」など、まちなかで町民が集い、交流するスペースを継続して運営するとともに、施設の長寿命化に対応した改修を行います。
- ・地域内経済循環の好循環と町内消費の喚起のため、**町民が町の事業に参加するなどした際にデジタル地域通貨（Mカード）のポイント付与を行う行政連携の充実**を図るなど、Mカードの普及・利用促進を支援します。

（２）中小企業・小規模事業者に対する支援

- ・芽室町商工会や金融機関と連携し、中小企業・小規模事業者の**運転資金・設備資金の需要に対応する町融資制度を継続し、事業の継続・発展**と雇用の安定を支援します。
- ・新商品開発、新たな事業分野開拓など中小企業・小規模事業者の経営力強化を支援します。
- ・国や北海道と連携し、中小企業・小規模事業者における労働生産性の向上を支援します。

（３）起業・創業者に対する支援

芽室町商工会、金融機関と連携した起業・創業者向けの事業を継続・充実するほか、起業の基礎知識を学ぶ起業セミナーや専門家との個別相談など、起業・創業者に対する支援を行います。

（４）産業用地拡大と企業誘致の推進

- ・**新工業団地候補地内を中心として、多様な産業が集積する用地の拡大を目指して取組を進めます。**
- ・充実した交通網による高いアクセス性と、質の高い農畜産物の産地としての地域特性を活かして、農業関連企業や事業所、運輸・倉庫業を核とした企業の誘致を継続し、**新たな農業への転換と道東エリアを結ぶ中継輸送等を促す「アグリテック広域物流拠点」の形成を推進**します。

（５）立地企業の定着・成長支援

- ・町内立地企業に対し、**操業環境の維持・整備、設備投資や経営力強化等**を図るべく、企業の持続的な成長を後押しします。
- ・必要な人材の確保・育成と人材不足解消に向けた支援を行うとともに、**無料職業紹介所を運営し、すべての求人企業と求職者にきめ細やかな支援を継続**します。

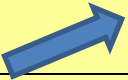
（６）関係団体・組織との連携による商工業の振興

- ・芽室町商工会やＪＡめむろ、みなくる商店会など、各種関係団体・組織と協議・連携し、商工業の振興を図ります。

４ 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①製造品出荷額・商品販売額	経済構造実態統計調査（工業統計調査） ・経済センサス	713 億円 (R3) 806 億円 (R3)	900 億円 900 億円以上
②納税義務者 1 人当たりの町民税額	「市町村税の概要」 (北海道調べ)	110 千円 (R5)	88 千円以上
③町内でのお金の循環を意識している町民の割合	住民意識調査	57.5% (R7)	70.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
地域内経済循環の促進	商工労政課		実施			
中小企業（小規模事業者）に対する支援	商工労政課		実施			
起業・創業者に対する支援	商工労政課		実施			
産業用地拡大と企業誘致の推進	商工労政課		実施			
立地企業の定着・成長支援	商工労政課		実施			
関係団体・組織との連携による商工業の振興	商工労政課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・ 事業主の高齢化や担い手・労働力不足に対応した事業承継支援、人材確保支援
- ・ 人口減少に伴う消費減少に対応した町内消費喚起、事業者支援
- ・ 起業・創業者の経営安定・定着への支援
- ・ 産業用地拡大と企業誘致

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-1-1 担い手育成と農業の応援団づくり

主管課 農林課

1 現状と課題

本町農業は、恵まれた資源を活かし、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンなどの作付けを中心に、長いもやごぼうなどの野菜類の作付けを加えた大規模畑作農業経営と大規模化が進む畜産経営により、農業全体として堅調に推移しています。また、農産物加工や物流、農機具メーカーなどの関連産業を含め地域経済の発展に大きく寄与しています。

国が策定した「食料・農業・農村基本計画」においては、令和 12 年度までの食料自給率（カロリーベース）の目標を 45%と設定し、特に「農業の持続的な発展」のなかでは、担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保が明記されており、本町においても、将来にわたる安定的な農業・農村づくりが大きな課題として顕在化している状況にあります。

本町では約 600 戸の農家が約 20,000ha を耕作していますが、毎年 10 戸前後の離農や農業経営者の高齢化が進む一方、経営の大規模化や作業負担の大きい野菜作付けの増加、畜産・酪農における通年労働力が不足しており、家族労働の限界、雇用労働力の確保が難しく、本町の基幹産業である農業を発展・持続させるための「労働支援体制の拡充」は、重要課題として早急に対策を検討する必要があります。

また、**食料安全保障の確保に向けては**、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることを鑑み、国際的な食料の需給、貿易に影響を与え得る新たなリスク等に対し、諸外国の動向を注視し、情報収集をしたうえで、国の対策についての要望活動や町行政としてできることの検討を進めなければなりません。

本町農業が私たちの生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることは大変重要なことです。これまでも実施してきた「めむろまるごと給食」、「めむろ農業小学校」、「食農教育」、「農家民泊」などの食育推進活動をとおして農業の応援団づくりを進める必要があります。また、生産者と関連事業者、消費者などが連携して、地域農業を支える取組を進める必要があります。

さらには、長期にわたって安定した農業生産と経営を実現するため、JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けての加工・流通施設への支援や地元農業者で構成する生産・加工・流通組織への支援など、芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大を図る必要があります。

2 施策の方針

農業経営体の育成と新たな担い手の確保を推進し、町民の「食」と農業に対する理解の促進を図り、持続可能な農業による活力あるまちづくりを目指します。

対象	農業経営体 町民
意図	農業経営体の育成と新たな担い手確保による、経営の安定・拡大 担い手への農地集積 町民の「食」に対する理解促進
結果	専業経営を中心とした、発展・持続する土地利用型農業の推進

3 施策の主な内容

(1) 担い手の育成・確保と労働力支援体制の継続

- ・農業経営体の育成にかかる「農業担い手育成支援事業」を継続し、新たな担い手・農業後継者への支援を行います。
- ・農業経営体の雇用労働力の確保、配偶者対策など農業後継者や生活の安定に向けた対策を総合的に

解決するため、農業関係機関・企業とも連携して支援を行います。また、農業従事者の住宅確保のため、雇用促進住宅等の活用を推進します。

(2) 芽室町農業再生協議会との連携（経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応）

- ・経営所得安定対策による経営支援、諸外国との経済連携協定及び交渉状況の把握と対策の検討は、「芽室町農業再生協議会」が中心となって行います。また、国内農業政策の周知や事業実施の検討を行います。

(3) 食育・地産地消に関する事業の拡充（農業の応援団づくり）

- ・町内農畜産物を活用し、学校給食で実施する「めむろまるごと給食」を継続します。また、体験型の食育推進活動として実施してきた「めむろ農業小学校」は、運営体制や事業内容の見直しを随時行い、さらなる成果向上を目指します。
- ・生産者と消費者の交流の場となっている「めむろの恵みフェスタ」を実施し、地元農産物を知ってもらうことを中心に、地域の活性化、地産地消の取組を推進します。
- ・十勝・芽室農業の応援団づくりのため取り組んでいる「農家民泊」（めむろ農家民泊研究会）への支援や、教育委員会と連携した、町内児童対象の「食農教育」などの取組を継続します。

(4) 耕地防風林造成支援対策

- ・生産性向上だけでなく、将来的・長期的な農業経営や景観保全の観点から実施している「耕地防風林造成支援対策」を継続します。

(5) 芽室町農畜産物のPRと消費・販路拡大の支援

- ・JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けた施設整備や販路拡大策について側面的支援を行うとともに、自発的に生産・加工・販売・流通などを行う農業者団体や、新たな作物への取組などの相談に応じ、効果的な補助制度のアドバイスなどの支援を行います。また、農畜産物の消費拡大に向けた取組をより一層強化します。

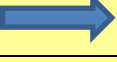
(6) 芽室町農業振興計画の推進

- ・「芽室町農業振興計画 2021」について、目標達成に向けて関係機関と連携して推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①新規就農者数（後継者就農を含む）	農林課調べ	29人 (R4~R7)	29人
②認定農業者等の担い手への農地集積率	農林課調べ	95.9% (R6)	95.0%以上
③日頃、地産地消を意識して買い物をしている町民の割合	住民意識調査	86.0% (R7)	85.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
担い手の育成・確保と労働力支援体制の継続	農林課・農業委員会		実施			
認定農業者等への農地集積	農林課・農業委員会		実施			
経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応	農林課		実施			
食育・地産地消に関する事業の継続	農林課		実施			

耕地防風林造成支援対策	農林課		実施				
芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大支援	農林課		実施				

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・担い手確保及び労働支援体制の継続
- ・食育に関する事業の継続
- ・芽室町農畜産物のPRと販路拡大策の支援

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-1-2 農業生産性の向上と経営基盤支援

主管課 農林課

1 現状と課題

大規模畑作経営と畜産業がバランスよく調和する本町農業は、大型堆肥センターの整備や、ほ場副産物の有効利用と良質な有機質資材の供給、耕畜連携による家畜ふん尿堆肥の製造など有機質資材の積極的活用によるクリーン農業を実践しています。

また、「環境保全型農業直接支払制度」に取り組む農業者はスタート当初からの大幅増加から、**農家戸数の減少に伴い微減傾向にあります**が、**取組面積は横ばいから増加傾向にあり**、国の「みどりの食料システム戦略」と歩調を合わせた取組を行っています。

農業の生産性向上のためには、土づくり、適正な輪作体系の推進、有害鳥獣や病害虫への対策など幅広い範囲で指導や支援を行う必要があります。ＪＡめむろと町が共同で運営している「農業振興センター」は、これらの課題の指導機関として大きな役割を果たしており、継続した運営と役割発揮が求められています。

てん菜作付奨励事業は、道内最大級の製糖工場を持つ町として、地域経済への影響や適正輪作体系の維持、土づくりの観点からも重要であるため、**昨今の酷暑の影響による褐斑病対策など掛かり増し経費を踏まえ**、継続した支援を検討する必要があります。

また、**農家戸数の減少に伴い、1戸当たりの経営面積が増加しているため、労働力不足、担い手不足が課題となっており、ＡＩ技術を活用したスマート農業により、農作業の効率化を図り、課題解決に向けた検討を進める必要があります。**

酪農・畜産部門では、**畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター関連事業）や公営事業を活用した基盤整備、1戸当たりの飼養頭数の増加に伴う家畜ふん尿の適正処理の推進、町営牧場は令和8年度からの統合による運営の効率化や哺育育成施設と連携した一体的な運営の検討、家畜伝染病防衛体制の強化及び発生時の支援など、「芽室町酪農・肉用牛生産近代化計画」に基づき、ＪＡめむろなど関係機関と連携しながら、酪農・畜産部門における経営基盤の強化に取り組んでまいります。**

さらに、近年の予測することが困難な社会情勢の変化や自然災害などは、農業経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、さらなる経営基盤の強化を図ることが必要となっています。

2 施策の方針

環境に配慮し、効率的な農業生産を進めるとともに、本町農業・農畜産物の理解を促進し、農業の持続的発展による安定した地域経済の推進を図ります。

対象	農業経営体 農業者で組織する団体（生産・加工・流通）
意図	生産性の向上に向けた土づくり、適正な輪作、病害虫・有害鳥獣対策を進める 先進的技術や施設整備による効率的な農業経営 地元産農畜産物のＰＲと販路拡大
結果	安全・安心の農畜産物の供給 持続可能な農業経営による地域経済の拡大・推進

3 施策の主な内容

（１）クリーン農業と土づくりの推進

- ・地力の増進のためには土壌改良が必要であり、堆肥などの有機物の畑地還元は土づくりに有効であるため、定期的な土壌診断や農薬残留確認調査の実施など食の安全・安心への取組を支援するとともに、堆肥センターの設備・機器などの計画的更新を行います。
- ・堆肥センターによる堆肥製造と環境保全型農業直接支払制度の活動は連動性もあり、今後も継続し

て実施・支援を行います。

(2) 指導体制（農業振興センター運営等）の継続

- ・農業経営への指導支援と技術情報の提供などを行う「農業振興センター」は、適正な輪作体系の推進、病害虫の発生防止や、適正な作業時期、施肥管理などの指導体制を継続します。

(3) 農業生産振興対策の継続

- ・「てん菜作付奨励事業」は、適正輪作体系の維持のため、**褐斑病対策などの掛かり増し経費を踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4年輪作を考え支援を継続します。**
- ・**農家戸数の減少に伴い、1戸当たりの経営面積が増加しており、大規模経営が多い十勝においても、労働力不足、担い手の確保が課題となっています。これらの課題を解決するために、AI技術を活用したスマート農業を推進し、農作業の効率化や生産性向上、コスト低減に向けた支援を行います。**

(4) 農作物有害鳥獣対策の強化

- ・農作物に対する有害鳥獣による被害が継続していることから、農業者の自衛意識醸成を図り、狩猟免許の取得助成や電気柵及び忌避装置（モンスターウルフ、鹿ソニック）の設置助成、**外来生物法に基づくアライグマ防除講習会の開催及び箱わなの貸出し**、鳥獣被害対策実施隊の継続配置などを行うとともに、農畜産物残渣や生活廃棄物の適正処理など有害鳥獣を誘引しない周辺環境整備への意識啓発を継続します。また、有害鳥獣残滓等処理施設による捕獲後の残滓の適正処理についても継続します。さらに、**ハンターの高齢化等による担い手育成のため猟友会と連携した捕獲技術講習会の開催、令和7年9月に施行された改正鳥獣保護管理法による「緊急銃猟」に対応するための研修参加支援や、関係機関と連携した机上・実地訓練に取り組んでまいります。**

(5) 「芽室町酪農・肉用牛生産近代化計画」の実現

- ・酪農・畜産部門における経営対策としては、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター関連事業）や公営事業を活用し、施設・機械の整備及び草地造成・整備などに取り組みます。
- ・町営牧場については、町内2か所にある牧場を光勇牧場に統合し、持続的な運営が図られるように取り組みます。また、町営牧場と隣接する哺育育成施設による夏期放牧・舎飼いによる1年を通した一体的な運営について、JAめむろと連携しながら取り組みます。

(6) 安定した農業経営基盤づくりの支援

- ・農業を取り巻く社会情勢の変化、大雨や大雪、台風などによる災害や、不測の事態に対しても農業経営を継続できる安定した経営基盤づくりに、関係機関と連携した支援を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①農業生産額	農業生産額（農業再生協議会）	386億円 (R7)	386億円

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
クリーン農業と土づくりの推進	農林課		実施			
指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援	農林課		実施			
農業生産振興対策の継続	農林課		実施			
農作物有害鳥獣対策の強化	農林課		実施			

「芽室町酪農・肉用牛生産近代化計画」の実現	農林課		実施				
-----------------------	-----	--	----	--	--	--	--

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・クリーン農業と土づくりの継続
- ・堆肥センターの設備・機器などの計画的更新
- ・指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援
- ・てん菜作付面積の維持
- ・スマート農業の推進
- ・農作物有害鳥獣対策の強化、自衛意識醸成、ハンターの後継者対策

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-1-3 農地・土地改良施設等の整備・充実

主管課 農林課

1 現状と課題

本町農業は、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンを主要作物とする大規模な畑作経営との酪農・畜産経営の専業化、近年の農業用水などを利用した野菜栽培の導入などにより農業所得の増加が図られ、町の基盤産業として、関連企業の進出も含め地域経済に大きく寄与しています。

しかし、国営事業や道営事業で整備した農業用水施設や土地改良施設の維持管理は最終的に地元自治体が行うこととなり、その範囲は増大し、同時に施設・設備の老朽化も進んでいることから、維持管理体制の充実や管理予算の確保が重要な課題となっています。

また、近年は台風や豪雨などの**自然災害が全国的に発生しているなかで、昨今では雨不足なども全国的な問題となっており**、これまで想定できないような気象状況の変化が見られます。

「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく「多面的機能支払交付金制度」は地域による自主的な維持管理などの取組であり、農業基盤の維持管理の側面だけでなく、地域のコミュニケーションや地域づくりそのものにも有効な手法として支援を継続していく必要があります。また、粗飼料確保のための草地・飼料畑の造成・更新については、今後も継続して実施していく必要があります。

さらには、干ばつや豪雨など極端な気象状況に対応するため、農業用水施設の整備や排水路の整備及び農業用水・排水施設の長寿命化を図ることが必要であり、これらについては国営・道営の整備基準や事業制度を理解し、各地域への意見交換などを進めていく必要があります。

2 施策の方針

国・北海道への事業予算確保を要望し、計画的な土地基盤整備を進めるとともに、農業用排水施設など既存施設の長寿命化を図り、安定的な農業生産の支援と安心・安全な施設運営を行います。

対象	農地・土地改良施設・農業用水施設・農業経営体
意図	土地基盤の計画的整備が図られる 土地改良施設・農業用水施設の整備と適正な維持管理が図られる
結果	基幹産業である農業の生産基盤となる、農地・土地改良施設・農業用水施設を整備・管理することで、農業経営の安定化と農業産出額の維持・向上を図る

3 施策の主な内容

(1) 土地基盤整備の推進

- ・農業生産の基盤となる農地の整備については、北海道が事業主体となる「道営土地改良事業」に参画し、農村地域を巡回するかたちで計画的な整備を進めており、今後においても各地域における課題や要望に応じた工種・事業量を定め、計画的に実施します。
- ・緊急的な課題対応や比較的小規模な土地基盤整備は、主に市町村が実施する「団体営土地改良事業」による整備に向け、関係機関との協議や調査を進めます。

(2) 農業用水の安定供給

- ・「国営かんがい排水事業 芽室川西地区」の実施により、美生ダムの機器更新や改修、また、小水力発電施設の整備などが概ね完成し、造成から維持管理・運営へ移行します。今後は、**共同管理者となる帯広市と「芽室川西地区共同管理施設維持管理協議会」を設立し、新たな管理運営体制で適切な管理を実施し、農業用水施設の保全と維持管理費用の軽減、さらには、干ばつなどの気象状況においても安定したかんがい用水の供給を図ります。**
- ・「国営かんがい排水事業 十勝川左岸2期地区」の実施により、屈足ダムの機器更新や用水施設の

整備を進め農業用水施設の保全と維持管理費用の軽減を図ります。

(3) 農業排水施設の保全・整備

- ・「国営かんがい排水事業 十勝川左岸2期地区」の実施により、近年の降雨形態変化による流出量の増加から、湛水被害が発生している排水路の再整備を継続し、災害に強い農業用排水路を目指して進めます。
- ・その他老朽化した施設の保全や排水路の再整備に向け、町内全域の現状把握や具体的な被害の状況把握を行うため、施設の長寿命化計画となる「機能保全計画」を排水路ごとに順次策定し、必要に応じて計画に基づいた再整備を実施します。

(4) 土地改良施設の維持管理

- ・各地区環境保全組合で進められている「多面的機能交付金」を活用した活動を継続し、地域による農業・農村環境の維持管理活動を支援します。
- ・パトロール強化による施設確認や修繕などにより、長寿命化や防災・減災に結びつく適正な維持管理のため、現地確認作業を一部民間企業へ委託し、適切かつ迅速な維持管理対応を図ります。

(5) 売電収益を活用した維持管理

- ・小水力発電により得られる売電収益を活用し、小水力発電施設や美生ダム、さらには、すべての土地改良施設への維持管理費用や改築更新費用に充当し、維持管理経費の軽減や施設の長寿命化を図ります。
- ・売電収益を活用し、従来の修繕方法である「事後保全」から、機能保全対策を計画的に実施し事故リスクと機能保全費用を抑える「予防保全」に切り替えて維持管理方法を検討し、かんがい用水利用者に対するサービスの向上を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①土地改良事業整備済み面積	農林課調べ	20,826ha	21,782ha
②農業用排水路の機能保全計画策定数	農林課調べ	41 条	76 条
③利用できる農業用水施設の延長	農林課調べ	463.5km	523.4km

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
土地改良基盤整備の推進 道営土地改良事業参画事業	農林課	➡	実施			➡
農業用水の安定供給 農業用水施設維持管理事業	農林課	➡	実施			➡
農業排水施設の保全・整備 土地改良施設維持管理事業	農林課	➡	実施			➡
売電収益を活用した維持管理 小水力発電施設維持管理事業	農林課	➡	実施			➡

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・国営かんがい排水事業 十勝川左岸2期地区による機器更新、用排水路の再整備の推進
- ・小水力発電施設の適切な維持管理・運用
- ・明渠排水路再整備に向けた計画策定と事業実施

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-1-4 地域林業の推進

主管課 農林課

1 現状と課題

本町は総面積 51,376ha に対し、森林面積が 21,593ha と総面積の 4 割以上を占める森林に恵まれた地域となっています。

一般民有林においては、カラマツ、トドマツなどの人工林が整備されていますが、齢級構成が高い森林が多く割合を占めている状況となっています。

防風保安林においては、10 線防風保安林を代表とする防風保安林が多数整備されており、春先の強風から耕地の作物を守る農業には欠かせない存在となっています。

造林はカラマツを中心とした造林が盛んにおこなわれていますが、齢級構成が高く、防風保安林も含め、伐期を迎える森林が多く存在することから、計画的な伐採を推進し、適切な森林整備を図る必要があります。

また、災害などの未然防止の観点から、公益的機能の発揮が期待される既存の保安林などの維持管理の継続とともに、幹線防風林などは更新を行っていく必要があります、早期に取り進めなければならない課題です。令和元年度に創設された「森林環境譲与税」を活用し、これらの課題解決に向けて一層の地域林業の振興に寄与する取組が必要です。

本町においても、十勝管内で連携する森林認証協議会に参画し、認証材としての高付加価値化を進めるとともに、新たな国の制度に対応する必要があります。

近年は、鳥獣・虫害や気象災害による森林や林道の被害も増加傾向にあり、特に奥地の被害状況把握に関しては時間を要することから、今後も関係機関との連携を密にし、対応機材の導入も含めて検討が必要です。

本町の豊かな森林を将来へ引き継ぐため、森林所有者に限定することなく、自然に親しむ機会を設けることで、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止効果や生物多様性の保全など、森林のさまざまな効用について町民の理解を深める啓発活動も重要な取組となります。

今後も「芽室町森林整備計画」や「芽室町地域材利用推進方針」などの計画に基づき、森林資源の適切な管理や循環利用を計画的に推進することが重要となります。

2 施策の方針

森林が持つ多面的機能の理解促進と、機能に応じた森林の整備・保全を進めます。

対象	町民・町有林・私有林・森林所有者
意図	森林が持つ多面的な機能について町民の理解を深める 計画的な保育・造成などにより森林を適正に管理する
結果	森林が持つ多面的・公益的機能（災害防止・水源かん養・生物多様性の保全・生活環境の保全・地球温暖化防止など）が発揮される

3 施策の主な内容

（１）町有林及び附帯施設の管理事業の推進

- ・個別計画に基づき、国や関係機関の事業も活用しながら町有林の適正な管理と更新を行い、森林の持つ公益的・多面的機能の維持向上を図ります。
- ・防災・減災の観点から、既存の保安林の適切な管理を行うとともに、林齢の高い区域を中心に更新を進めます。
- ・林道や林道橋など附帯施設の点検・維持管理を行うとともに、必要に応じて路網の整備を行います。

（２）民有林への支援

- ・森林の持つ公益的・多面的機能の保全・維持向上を図るため、造林や除間伐、野そ駆除に係る事業に対する支援を継続します。
- ・民有林が計画的かつ適切に維持管理されるよう、森林経営計画の作成や森林認証制度への参加を支援します。
- ・森林環境譲与税の幅広い利活用及び林地台帳制度の運用により、森林の適正な維持管理と不足する林業の担い手確保対策、木材利用の促進や普及啓発を検討します。

(3) 森林・林業への理解促進と森林保全

- ・植樹祭などの自然に親しむ機会を設け、森林のさまざまな効用について理解を促進し、将来へ残すべきものという認識を高めることで、森林の保全と林業への理解を促進します。
- ・林業関係団体などへの参画を継続し、必要に応じてパトロールや治山事業などを実施するなど、森林保全に努めます。

(4) 地域林業の振興

- ・建築物などへの地域材利用、新たな木材製品・技術の普及や木質バイオマスの利用については、関係機関と連携しながら取組を進めます。
- ・**諸外国**の動向や関連対策などについては、関係機関と連携しながら情報把握と必要に応じて対応の検討を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①森林が持つ多面的機能を知っている町民の割合	住民意識調査	87.6% (R7)	90.0%
②適正に管理されている町有林面積の割合	森林調査簿より	確認中	99.0%以上
③適正に管理されている私有林面積の割合	森林調査簿より	確認中	95.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
町有林及び附帯施設の管理事業の推進	農林課		実施			
民有林への支援	農林課		実施			
森林・林業への理解促進と森林保全	農林課		実施			
地域林業の振興	農林課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・町有林及び民有林の適切な維持管理の実施
- ・森林への理解促進と植樹祭等の森林に触れる機会の創出

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

1-2-2 地域資源を活用した観光の振興

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

人口減少社会が進展する中、自治体間で人口の奪い合いをすることなく、持続可能な地域を構築していくには、町民以外の方が本町に継続的・多様な形でかかわっていただく、交流人口・関係人口の創出と併せて、地域経済発展のための手段として観光振興が重要となっています。

本町は、十勝の空の玄関口であるとかち帯広空港から車で 30 分圏内に位置しており、道東自動車道の芽室インターチェンジや十勝平原サービスエリア、特急が停車する JR 芽室駅を有しているほか、国道 38 号線が町内を通っているなど、交通アクセスの優位性を活かし、芽室町の魅力である「自然・景観」「農業」「食」、そして「人」を背景とした観光推進を進めています。

観光においては、訪れる人のみならず、住んでいる人がメリットを享受することが重要であり、観光客からの評価や行動により、町民の郷土愛を醸成し、地域経済の活性化を図るため、従来の観光パンフレット等のアナログ媒体のほか、SNS や動画、ホームページ等のデジタル媒体、さらにはパブリシティ活用による町の魅力発信、観光案内を強化し、芽室町の認知度向上、観光誘客をさらに促進する必要があります。

本町の観光資源は、新嵐山展望台からの風景を観光シンボルとし、歴史ある観光拠点である「新嵐山スカイパーク」や、令和 6 年 6 月に国立公園に認定された「日高山脈襟裳十勝国立公園」などの活用や情報発信の拠点となるビジターセンターの設置、Park-PFI 事業を含む芽室公園の再整備との連携、観光ルート化など、観光コンテンツとの組み合わせや情報発信、広域連携により、さらなる活用が求められています。

さらには、より効果的な観光振興のため、芽室町観光物産協会の取り組みを支援し、連携を強化、JA めむろや芽室町商工会などの関係団体、民間事業者等、地域が一体となった観光まちづくりを進めるとともに、十勝管内、道内の他地域と連携による相乗効果を発揮するため、広域観光を推進します。

このような状況を踏まえ、国が提唱する「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりの考え方に歩調を合わせ、芽室町観光ビジョンに基づく「住む人も訪れる人も『いい気分』になる観光まちづくり」を進めていきます。

2 施策の方針

自然・景観、農業、食、人など本町の地域資源を活かした観光まちづくりを行うため、本町の魅力を戦略的な活用を図りながら、観光誘客の促進を目指します。

対象	観光客
意図	観光客の滞在時間と日数を増大させ、観光消費の拡大を図る 観光資源が認知され、新規観光客とリピーターを獲得する
結果	芽室町が道内・国内・海外に発信される 交流人口の増で消費の拡大につながる

3 施策の主な内容

(1) 新嵐山スカイパークの観光拠点化

新嵐山スカイパークは、本町の観光シンボルである展望台からの風景など、町内外から多くの方を受け入れる場所として、ルート化などの活用方法を検討します。また、旧オートキャンプ場や第3駐車場は観光資源として民間活力の活用を想定した取組を進めます。

(2) 日高山脈襟裳十勝国立公園の活用

国立公園エリアに隣接する自治体で構成する「十勝・日高山脈観光連携協議会」を通じて、国立公園と芽室町の認知度向上を目指し、民間事業者との連携・役割分担を明確にしていきます。

また、日高山脈を文脈として、既存の観光コンテンツ（サイクルツーリズム等）や町内の魅力を繋ぎ合わせた観光ルート化を進めるとともに、町外との広域連携を進めます。

(3) 受入体制の整備とおもてなし力の向上

芽室公園内に、（仮称）十勝芽室公園ビジターセンターを開設し、観光の入口（スタート地点）を明確にして、日高山脈をはじめ芽室町の魅力を伝えるとともに、町内を周遊する動機付けを行い、交流と周遊の実現を図ります。

また、住んでいる人が芽室町の魅力をより語れるようになることで、おもてなし力の向上に努めます。

(4) 食・体験・イベントの提供、実施

芽室町の魅力を活かして、食・体験・イベントを提供・実施するため、一次産業の体験や芽室町らしい食、お土産の提供、トカプチ400の「地域ルート」等を活用した体験型観光振興を進めます。

町民等有志によるイベント実施については、官民連携による役割分担を行い、持続可能なイベント実施の実現に努めます。

(5) 広域観光の推進

芽室町観光物産協会の取り組みを支援するとともに、密な連携を図り役割分担を明確化します。

また、管内市町村、十勝総合振興局、十勝観光連盟をはじめ、町内外の様々な観光事業者等と地域が一体となった広域連携による観光振興を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①芽室町外からの観光入込客数	十勝総合振興局 まとめ	人 (R7)	人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
新嵐山スカイパークの観光拠点化	魅力創造課		実施			
日高山脈襟裳十勝国立公園の活用	魅力創造課		実施			
受入体制の整備とおもてなし力の向上	魅力創造課		実施			
食・体験・イベントの提供、実施	魅力創造課		実施			
広域観光の推進	魅力創造課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・（仮称）十勝芽室公園ビジターセンターを観光の入口として町内の周遊観光の実現
- ・地域資源を繋ぎ合わせ、地域課題の解決と稼ぐ機能を持った組織等の具体的な検討

基本目標5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-3 魅力を活かした、活気あふれるまちづくり

5-3-1 シティプロモーションの推進

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本町の人口は、昭和50年代から平成7年頃までは、ほぼ横ばいで推移し、その後、新たな市街地開発による住宅地整備が進み、平成17年には、18,000人に達し、平成22年にピークを迎えましたが、その後は人口減少に転じています。今後の人口推計（町独自推計）では、令和32年には14,578人、令和52年には、11,477人になると推計されています。

また人口割合推移では、年少人口と生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加する予測となっており、令和52年には、年少人口（0～14歳）8.4%、生産年齢人口（15～64歳）48.9%、老年人口（65歳以上）42.8%と推計されています。

人口減少、少子高齢化とともに、核家族化やライフスタイル、価値観の多様化、就業構造の変化、さらにはデジタル化の進展などにより、今後より一層の地域コミュニティの希薄化が懸念されており、それに伴い、税収の減少や空き家・空き店舗の増加、地域の担い手の固定化、高齢化などの課題が顕在化しています。

全国的な人口減少が進む中、自治体間で人口の奪い合いをすることなく、これら様々な課題を解決するために、「めむろシティプロモーション計画」や「芽室町まちなか再生ビジョン」に基づいた取り組みを加速化させる必要があります。さらには、移住・定住や地域間交流、自主財源を確保するためのふるさと納税推進などに取り組み、芽室町の魅力を知ってもらい、芽室町を好きになってもらうことで、関係人口（継続的に地域と関わる人）、交流人口（一時的に地域を訪れる人）を創出するとともに、町民の郷土愛を醸成し、地域の担い手を確保することで持続可能なまちづくりを進めていきます。

2 施策の方針

社会背景から生まれる町の課題を解決し、町の可能性の最大化を図るために、郷土愛を持った町民をはじめ、芽室を応援する気持ちを持った町外の人たち（関係・交流人口）を増やし、地域の担い手を確保することを目指します。

対象	町民、町外の人（町を知った人、興味関心を持つ人、来られた人）
意図	この町のために何かをしたいと思う人を増やす この町の推奨意欲、行動・活動への参加意欲、行動・活動する人への感謝意欲を高める
結果	町民の郷土愛が醸成され、関係・交流人口の増加により、地域の担い手が増える

3 施策の主な内容

（1）シティプロモーションの推進

- ・めむろシティプロモーション計画に基づき、その具現化に向けて、実行・検証しながら進めます。
- ・地域への想いを育み、主体的に地域づくりに関わる心（郷土愛）の醸成のための取組を進めます。
- ・効果的なシティプロモーションを進めるための一つの手段として、魅力あふれる地域づくりを目指した地域ブランディングを計画的に推進します。また、この推進にかかる関連事業及び庁内事業の複合的連携を積極的に進め、効果的な成果の実現を目指します。

（2）まちなか再生の推進

- ・芽室町まちなか再生ビジョンのコンセプト「夢が生まれ 夢を応援しあい 人が人を呼び込み夢が実現できるまちなか」の実現のための方策を進めます。
- ・ビジョン内に掲げた5つのプロジェクト（夢の応援・実現、まちなかの魅力向上、芽室公園活用、連携エリアとのつなぎ、町内外への発信）を柱に、官民共創の取り組みを進めます。

- ・まちなかでのチャレンジを支援するための相談窓口やチャレンジ実現に向けた仕組みづくり・支援、空き物件の調査・活用・マッチングの促進を図り、起業や賑わい創出に繋がります。
- ・温浴機能や宿泊機能、チャレンジ・交流スペースなど、民間活力を活用しながら、まちなかの拠点施設整備の実現を目指します。

(3) 移住・定住の促進

- ・移住検討者に選ばれる町を目指すため、移住フェア等での認知度向上及び魅力の発信、移住相談やプライベートツアーを通しての茅室町への興味を喚起していきます。
- ・移住時の課題となるニーズに合った住宅や仕事の確保のため、事業者やめむろ住宅情報協会との連携を強化するとともに、経済的な負担軽減を図るため各種支援を継続します。
- ・全世代の移住・定住を歓迎する中、特に「若者と子育て世代」をターゲットに設定し、住宅の新築・購入への支援等でサポートしていきます。

(4) 他地域等との交流と関係人口・交流人口等の創出

- ・東京都墨田区は、「食」をテーマとした交流を継続し、ひと・もの・かねの交流へ広げるとともに、自治体間の各種協定の締結など、お互いのまちづくりへの相乗効果を発揮していきます。また、必要に応じて、他自治体等との交流を推進します。
- ・全国の茅室ふるさと会は、郷土愛を根源にした、深い関係人口のひとつであり、相互の情報交換や交流を継続していきます。

(5) ふるさと納税（個人版・企業版）の推進

- ・ふるさと納税制度を活用し、自主財源の確保に努めます。
- ・個人版ふるさと納税は、事業者・町民・寄附者・町の4者に貢献できる制度と考え、さらなる寄附増を目指すとともに、寄附していただける人を関係人口と考え、ふるさと住民登録制度の活用の検討など、継続的な関係性構築を目指します。
- ・企業版ふるさと納税は、戦略を明確にして、企業・自治体にとって、双方にメリットがある制度活用に繋がっていきます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①茅室町の魅力を誰かにすすめたい推奨意欲	すまいるアンケート	28.2% (R3)	60.0%
②茅室町をよりよくする活動への参加意欲	すまいるアンケート	19.7% (R3)	50.0%
③茅室町をよりよくする活動している人への感謝意欲	すまいるアンケート	69.6% (R3)	90.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
シティプロモーションの推進	魅力創造課		実施			
まちなか再生の推進	魅力創造課		実施			
移住・定住の促進	魅力創造課		実施			
他地域等との交流と関係人口・交流人口等の創出	魅力創造課		実施			
ふるさと納税（個人版・企業版）の推進	魅力創造課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・郷土愛と関係人口の数値化・可視化による地域の担い手確保と稼ぐ機能の充実
- ・まちなか再生を実働的に動かす組織等の具体的な検討、設立

基本目標5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-3 魅力を活かした、活気あふれるまちづくり

5-3-2 国際・地域間交流の推進

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本町は国内外の姉妹都市を中心に、他の地域とさまざまな交流を行い、その地域の歴史や文化、まちづくりの手法などを学び、まちづくりに活かしています。

アメリカ合衆国カリフォルニア州トレーシー市は、本町と同様に基幹産業が農業であり、特に豆類の生産地であるという共通点から、平成元年8月に国際姉妹都市提携を締結し、中学生のホームステイを中心とした相互派遣・受入交流などが行ってきました。平成27年5月には町民有志により芽室町・トレーシー市交流協会が設立され、**トレーシー市交流協会との交流を深めるとともに、中学生相互派遣・受入におけるサポート役として重要な役割を果たしていただいています。**

十勝管内広尾町は、昭和62年7月に「海のまち」との交流を目的とした「うみとやまのふれあい宣言」による友好提携を締結し、スポーツ交流や両町イベントでの物産販売など、40年にわたって交流を深めてきました。

さらには、芽室町開拓時に岐阜県より多くの方々が本町に移住し、本町の礎を築いてきた背景から、平成18年5月に岐阜県揖斐川町と友好提携を締結しました。揖斐川町との交流は小学生の相互派遣事業をはじめ、行政職員の相互派遣にとどまらず、J A 同士の協定締結による経済交流や、芽室岐阜県人会が中心となった物産販売など民間による交流へ発展しています。

また、本町がゲートボール発祥の地であることから、平成3年度からブラジルゲートボール連合とゲートボールを通じた交流が行われており、平成24年6月には親善交流協力協定を締結し、節目において相互に訪問するなど交流が続いています。

今後は、従来の交流に加え、**次世代を担うグローバル人材の育成、地域課題の解決、地域活性化、関係人口の創出につながるような戦略的交流へと深化させるとともに、行政同士や、小学生、中学生の交流のみならず、住民同士、企業同士の交流などに結びつくよう、交流を継続・強化していきます**

2 施策の方針

友好都市との交流による人財育成と交流を通して得られる情報をまちづくりに活かします。

対象	町民・交流都市の住民
意図	友好都市との交流に参加し、異なる文化に触れ、情報を得ることによって、他地域の歴史・文化、まちづくりの手法などを学ぶことができる
結果	交流を通じたさまざまな視点と情報の連携によるまちづくりを進める

3 施策の主な内容

(1) 国際交流活動の推進

- ・グローバル社会が進展する中で、国際交流を通じて異文化に触れることにより、相互理解のもと地域課題を国際的視野から考える機会とするため、トレーシー市との中学生の相互交流事業を継続するとともに、**次世代を担うグローバル人材の育成のための交流を推進します。**
- ・芽室町・トレーシー市交流協会や、JICAなど、民間団体と連携を図るとともに、国際交流活動に対し、側面的支援を継続します。

(2) 地域間交流の促進

- ・広尾町と本町の地域特性を活かした民間交流を基本として、人的交流から発展させた経済交流活動を促進します。
- ・本町開拓の歴史を踏まえ、揖斐川町との小学生の相互交流のほか町民や団体などによる揖斐川町との交流活動に加え、経済交流活動を促進します。
- ・地域間交流に関する情報を広く町民に周知し、交流認知度を高め、交流事業への参加を促進します。また、民間同士の交流が促進されるなど、両地域にとってのメリットにつながるよう推進します。

(3) 都市と農村の交流推進

ふるさと交流センター「やまなみ」において、児童・生徒の山村留学や農業研修生を受け入れ、都市と農村の交流及び都市住民に対する農業、農村理解を促進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①他都市（トレーシー市・広尾町・揖斐川町）との友好・交流提携の事実を知っている町民の割合	住民意識調査	トレーシー 68.5% 広尾 41.5% 揖斐川 58.3% (R3)	トレーシー 75.0% 広尾 50.0% 揖斐川 65.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
トレーシー市との相互交流	生涯学習課		実施			
揖斐川町・広尾町との友好交流の推進	魅力創造課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・姉妹都市交流を深化させ、持続的なパートナーシップへの発展
- ・地域経済と結びついた交流の確立

基本目標5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり

5-1-2 住民自治の実現と地域の活力の維持

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本町では住民自治を実現するため、「芽室町自治基本条例」に基づき、町民が主体となったまちづくりを進めてきました。

地域組織が主体的に地域活動を企画・実施し、町民が主役となった地域づくりを推進するため、その活動の充実に向けた運営の支援や、地域担当職員制度により各地域に町職員の配置を行ってききましたが、少子高齢化や人口減少、核家族化などの社会情勢の変化に伴い、住民のライフスタイルや価値観、ニーズが多様化しています。

これまで、住民自治の根幹を成していた町内会においては、加入率低下が進み、組織全体の高齢化により役員の担い手が不足し、地域活動の継続が困難となることが懸念されており、住民自治の仕組みそのものを再構築する必要があります。

これらの課題を解決するため、町内会などの地域組織のみならず、ボランティア団体や多様な町民活動の担い手との連携を強化し、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められています。特に、町民活動支援センターの機能を活用し、活動団体間のネットワーク形成や情報共有の促進、人材の発掘・育成を図ることで、多様な主体が参画する協働のまちづくりを推進していく必要があります。

また、従来の町内会の機能を「イベント型」から「課題解決型」に転換するなど、町内会のあり方そのものを抜本的に見直すとともに、テーマ型コミュニティや若年層の参加を促進する新たな仕組みづくりを進めることで、地域活動の裾野を広げ、持続可能な住民自治の再構築を目指します。

さらに、行政は地域と多様な主体をつなぐコーディネート機能を強化し、それぞれの特性や強みを生かした役割分担のもと、柔軟で実効性のある地域運営体制の構築を支援していきます。

2 施策の方針

地域の活力を維持し、住民自治を実現させ、より良い地域づくりを進めます。

対象	町民、町に愛着や誇りを持ち関わる人
意図	町に愛着や誇りを持ち、地域のために活動する
結果	まちづくりに関わる人が増えることで地域の活力を維持する

3 施策の主な内容

(1) 多様な主体による協働のまちづくりの推進

- ・町内会活動の運営支援や地域担当制度の活用など町内会連合会との連携を密にし、単位町内会や町内会連合会、農村地域における地域連合会や社会教育協会などの主体的取組に対する支援を継続します。
- ・ボランティア団体、NPOなど多様な主体の参画を促進し、それぞれの強みを活かした協働による地域課題の解決を図ります。また、分野別・テーマ別の活動を支援し、従来の地縁型組織に加えた新たなコミュニティの形成を促進します。
- ・協働のまちづくりの理念に基づく各種取組について多様化する行政課題やコミュニティの形に対応するため、必要に応じて支援対象者や内容を見直し、課題解決のために町民が行う公益的な活動に対する支援を継続します。
- ・自主的な町民活動を推進し、自立と発展を支援するために設置している町民活動支援センターが果たしている情報の収集・発信、個人・団体の相互連携と交流、活動支援、人材育成の機能の充実に努め、安定した運営を行います。

- ・町民が安心して積極的に地域活動に参加できるよう、活動中に発生した損害や傷害などを補償する「芽室町町民活動総合補償制度」を継続します。また、補償内容も毎年点検し、多様な活動に対応します。

(2) 将来を担う人財の育成と地域活動の担い手確保

- ・活力ある地域に根ざしたまちづくりを進めるうえで芽室町の将来を担う人財の育成は重要であることから、まちづくりにかかる研修・交流事業に対する支援を継続します。
- ・地域活動の担い手不足に対応するため、若年層や子育て世代、移住者などの多様な層の参加を推進するとともに、活動の見える化や参加機会の創出を進め、誰もが気軽に地域活動に関われる環境を整備します。

(3) 行政のコーディネート機能の強化

- ・町は、地域と多様な主体をつなぐコーディネーターとしての役割を強化し、地域課題と担い手を結びつけるマッチング機能の充実を図ります、持続可能な地域運営を支える仕組みづくりを推進します。
- ・協働のまちづくりを推進していくためには町民・地域と行政が課題や情報を共有することが不可欠なため、地域担当制度を見直し、新たな機能、役割を継続し、地域課題などについて積極的な情報収集を行います。

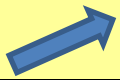
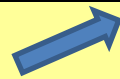
(4) 公共サービスのあり方の見直し・検討

- ・「公共サービスパートナー制度」は、町が行ってきた公共サービスを町民団体に有償ボランティアで担っていただく制度であるが、高齢化による担い手不足などから、継続的な活動が難しくなっている実態があるため、制度のあり方自体の見直しを行います。
- ・制度はあるが新規参入や拡大が進んでおらず、同じ団体が同じ業種に固定化しやすいことから参画しやすい業務の再設計を検討します

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①地域の活動に参加している町民の割合	住民意識調査	38.8% (R3)	55.0%
②芽室町が好きな町民の割合	住民意識調査	94.3% (R3)	95.0%
③芽室町に住み続けたいと思う町民の割合	住民意識調査	94.6% (R3)	95.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
自治活動支援	魅力創造課		実施			
町民活動支援センターの運営	魅力創造課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・多様な主体が参画する協働のまちづくりの定着
- ・持続可能な住民自治の再構築
- ・行政と地域が連携した地域運営の実現

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

4-1-2 消防・救急の充実

主管課 芽室消防署

1 現状と課題

本町の消防体制は、芽室消防署と芽室消防団を設置し、防災及び減災活動により町民の生命、身体及び財産を各種災害から守ることを基本理念としています。

平成28年4月から十勝管内19市町村で構成する常備消防組織「とかち広域消防局」として運用が開始されて10年経過しましたが、広域化前と比較して災害発生時の初動対応が迅速かつ効果的となり、隣接署所間の連携による統一的な部隊運用の下、災害対応能力が向上しました。

しかし、近年では災害の大規模化、激甚化、複雑・多様化している状況から、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。芽室消防署としては、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応できる消防体制の充実強化を図るため、防災拠点である消防庁舎の長期的な維持管理、消防水利の更新・耐震化、消防車両や各種装備の整備・更新の取り組みを進める必要があります。

本町の火災発生状況については、令和6年度の火災件数は8件、住民生活に直接関係する建物火災件数は3件発生しており、死者及び負傷者は0名となります。火の取り扱いに注意し、禁止行為を行わないことで火災件数を抑止することは十分可能なことから、春季及び秋季火災予防運動における火災予防思想の一層の普及、防火対象物立入検査による防火安全対策の徹底と違反是正を図るなど、官民一体となった火災予防体制の取り組みが必要です。

救急出動状況については増加の傾向となっており、令和3年度の出動件数763件に対し令和6年度は856件出動しています。芽室町の人口は減少していますが高齢化率は上昇する傾向にあり、65歳以上の搬送割合が約68%と高いことから、近い将来救急出動件数が1,000件を超えると予測されています。また、十勝圏の消防広域化に伴い救急出動の迅速化が図られましたが、心肺停止傷病者への住民による応急手当実施率の向上が求められていることから、町民を対象とした各種講習会において、心肺蘇生法やAEDなどの応急手当普及、救急車の適正利用について深く理解してもらえる取り組みを進める必要があります。

芽室消防団は、芽室町の非常備の消防機関として、他に本業を持ちながら、非常勤特別職の地方公務員として、防災活動に従事しています。消防団員は、災害発生時にいち早く災害現場に駆け付け、消火・救助・避難誘導などの活動に従事しており、地域防災力の中核として活躍しています。そのような中、消防団員数は、人口減少や少子化の進展、被用者の割合の高まりなどを背景に減少が続いていることから、団員確保に向けた様々な取り組みを展開すると共に、活動しやすい環境を整える必要があります。

2 施策の方針

災害の拡大防止と、緊急時の迅速かつ的確な対応に向けた備えを進めます。

対象	町民 消防・救急体制
意図	予防意識の醸成と、災害・救急時の迅速かつ的確な支援 消防・救急体制の充実を図る
結果	町民の生命・財産を守る

3 施策の主な内容

(1) 住宅用火災警報器の設置促進と火災予防対策

- ・住宅用火災警報器は、火災発生時の逃げ遅れによる死傷者の発生を防止するための重要な機器であることから、**広報誌やSNSによる情報発信、防火講習会、町内の催し物及び訪問査察などの機会を通じて、住宅防火に関する普及啓発を進めます。**また、平成16年の消防法改正により設置が義務化されてから20年近くが経過し、設置については一定程度普及が進んでいる一方で、機器本体の経年劣化や電池の寿命を迎える機器の増加が見込まれることから、**今後は住宅用火災警報器が適切に機能する状態を維持することが重要となります。**このため、**住宅用火災警報器の電池の取り換え、機器本体の交換及び定期的な作動確認など、適切な点検及び維持管理の重要性について重点的に周知を図ります。**
- ・火災予防対策の推進に当たっては、春季及び秋季火災予防運動、**町内の催し物並びに年末に実施している歳末警戒などの機会を活用すると共に、女性消防団員による防火訪問や幼年消防クラブによる防火教育など、消防団と連携した火災予防広報活動を進めます。**

(2) 防火講習会・普通救命講習

- ・町民の安全・安心な生活環境を築くには、町民一人ひとりが防火防災に対する意識と知識を持つことが重要であるため、町内会や自主防災組織及び各種団体などで行われる防火講習会に消防として積極的に関わる取り組みを進めます。
- ・**全国統計によると、心肺停止傷病者への一般住民による応急手当実施率が51.9%となっており、一般住民の応急手当実施は生存率及び社会復帰率の向上に重要であるため、各種救急講習会などの普及啓発活動を行い、応急手当や心肺蘇生法、AEDの使用法などの普及を促進すると共に、急な病気やけがの際に症状の緊急度を判断するのに役立つアプリや住民向けの救急車利用マニュアルなどを情報発信し、救急車の適正利用についての理解を促す取り組みを進めます。**

(3) 消防・救急体制の充実

- ・地震や水害などの自然災害を始め、火災や複雑多様化するさまざまな災害に対応する高度な消防体制を構築するため、**隣接署所との連携した各種訓練を実施すると共に、現状に即した消防車両や各種装備などを計画的に整備・更新します。**
- ・**救急業務の高度化に伴い、全ての救急車に救急救命士1名配置する取り組みを進めています。**また、迅速・的確な活動を行うために医療機関との連携を強化し、資器材の整備と教育訓練に努め、救急救命体制の充実を図ります。
- ・**芽室町の防災組織として重要な役割を担う消防団員の確保に向けた取り組みとして、企業や各種団体への働きかけを強化します。**組織としては、消防署と連携及び効果的な部隊運用が可能となる訓練を計画すると共に、消防団員が活動しやすい環境を整える取り組みを進めます。
- ・**昭和56年に供用を開始した消防庁舎の長期的な維持管理における課題に対処するため、第6期芽室町総合計画前期実施計画期間中に、消防庁舎整備の事業手法について確定を目指します。**

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①住宅用火災警報器の設置率	消防署調べ	75%	85%
②火災出動件数	消防署調べ	8件	10件以下
③防火講習会・普通救命講習会参加者数	消防署調べ	1,503人	2,000人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
住宅用火災警報器の設置促進と 火災予防策	消防署		実施			
防火講習会・普通救命講習会	消防署		実施			
消防・救急体制の充実	消防署		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・火災予防や防災意識の高揚を図る広報活動及び各種講習会の継続
- ・大規模化、激甚化、複雑・多様化している災害に対応するための施設・車両・装備の計画的な整備・更新
- ・芽室町の防災組織である消防団員確保に向けた取組

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

4-1-1 災害に強いまちづくりの推進

主管課 総務課

1 現状と課題

近年、気候変動による豪雨災害の激甚化や巨大地震の切迫など、災害リスクはかつてない高まりを見せています。町は住民を守る最前線として重要な役割を担っていますが、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化も重なり、従来の防災手法だけでは対応しきれない複合的な危機に直面しています。

現在、町では過去の教訓を踏まえ、ハード面とソフト面の両面から対策を進めてきました。しかし、線状降水帯や内水氾濫など想定を超える事象が常態化しており、これまでの「想定内」の対策では防ぎきれないリスクが顕在化しているのが現状です。

消防団や自主防災組織の担い手不足により、初期対応や避難所運営の機能維持が危ぶまれるほか、自力避難が困難な要支援者が増える一方、支援者は減少し、支援の実効性確保が困難になるなど、人口減少・高齢化による「地域防災力」の低下が見受けられます。

また、防災ＤＸを推進するうえで、デジタル機器に不慣れな高齢者等に情報をどう届けるかが課題であり、デジタル技術を活用しつつ、受け手には分かりやすく伝える「誰一人取り残さない」仕組みづくりと、災害時の確実な通信手段を確立しなくてはなりません。

水害においては市町村単独の対策では防ぐことが困難なため、国・道・近隣自治体と連携し、流域全体で水を受け止める「流域治水」への取り組みが不可欠です。これには農業関係者や住民、企業の協力と、長期的な視点での治水対策が必要です。

今後、高度経済成長期に整備されたインフラが一斉に更新時期を迎える中、人口減少による税収減で全ての維持・更新は不可能です。老朽化インフラの更新・強靱化、撤去や集約化といった厳しい判断と住民合意が必要です。

2 施策の方針

災害の未然防止と、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、迅速かつ的確に対応します。

対象	町民、町
意図	災害の未然防止を図るとともに、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、迅速かつ的確に対応
結果	住民の日常生活の安全・安心が確保される 災害時には被害が最小限になる

3 施策の主な内容

(1) 防災対策事業の推進

- ・住民の皆様には「自助・共助・公助」の考え方を理解していただき、一人ひとりの防災意識が高まるよう、講演会の開催や広報誌を活用した普及啓発に努めます。また、学校等における防災出前講座も積極的に実施します。
- ・地域の防災力を強化するため、住民一人ひとりの防災力の向上と協力体制の確立を目指します。これにより、災害時における自主防災組織の迅速な情報伝達や、地域防災活動の活性化を図ります。
- ・災害時における自助・共助の重要性を体感するとともに、地域や関係機関（組織・団体・企業等）の役割分担と行動を確認できるような、実践的な訓練を実施します。
- ・災害時に特に支援が必要な避難行動要支援者については、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、個別避難計画の作成を進めます。また、作成にあたっては、自主防災組織や関係課等と積極的に連携を図ります。

(2) 耐震化の推進

防災意識の向上と地震に対する不安解消のため、戸建て木造住宅の無料耐震診断を実施するとともに、「住宅耐震改修等補助制度」の活用を促進し、住宅の耐震化を進めます。また、老朽化したインフラの整備を進め、災害に強いライフラインの確立を図ります。

(3) 災害対応の強化

- ・職員間での防災知識の共有や災害対策本部訓練を継続して実施するとともに、業務の標準化によって属人化を防ぎ、人員構成の変化に影響のない本部機能の維持・強化を図ります。
- ・災害情報を迅速かつ確実に町民へ伝達するため、めむろ安心メール、防災ラジオ、町公式LINEの登録を一つでも登録している町民の増加を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信機能をさらに強化し災害情報の伝達強化を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①住んでいる地域の避難場所を知っている町民の割合	住民意識調査	83.9%	87.0%
②めむろ安心メール、防災ラジオ、町公式LINEのうち、一つでも登録している町民の割合	住民意識調査	77.1%	80.0%
③一般住宅の耐震化率	都市経営課調べ	94.0%	95.0%以上
④家庭内備蓄を行っている町民の割合	住民意識調査	57.2%	60.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
耐震化の推進	都市経営課		実施			
自主防災組織の設立促進	総務課		実施			
訓練の充実	総務課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・自助・共助のさらなる強化
- ・自主防災組織が能動的に活動できる仕組みの確立
- ・避難行動要支援者個別避難計画の作成促進

基本目標 5 住民と行政が共に考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-2 時代に即した行財運営と行政サービスの推進

5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進

主管課 総務課

1 現状と課題

さまざまな価値観やニーズに基づく行政需要の多様化、社会経済情勢の変化に対し、一層適切に対応することが求められており、質の高い行政サービスを提供するため、さらなる業務改革が必要となっています。

毎年度実施している「まちづくりに関する住民意識調査」において、芽室町の行政サービスや窓口などでの職員対応に対する満足度は、**これまで目標値を超える一定の評価を得ているものの**、今後に向けてさらなる向上と安定的な評価を目指し、ハード・ソフト両面における取組を継続していくことが必要です。

旧役場庁舎は、老朽化やバリアフリー対応不足といった課題を抱えていたことから、外構を含めた一体的な新庁舎建設を進め、令和2年度に新庁舎が完成し、令和3年度には駐車場などの外構も供用を開始しました。**供用開始から数年が経過した現在においても、引き続き町民サービスの向上や防災拠点としての機能向上を図る必要があります。**

また、ICTの活用は、行政サービス向上の面からも極めて有効であり、国においても令和3年9月にデジタル庁が立ち上がり、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定、本町においては令和6年3月に「芽室町DX推進ビジョン」を策定しました。これらに基づき、デジタル化の推進を加速的に進めていく必要があります。それと同時に、個人情報の保護体制（セキュリティ）の徹底も必要です。

2 施策の方針

町民が迅速・正確と感じる対応や案内により、親切で便利な行政サービスの提供を進めます。

対象	町（役場）
意図	町民に、迅速、正確に対応するサービスを提供する
結果	町民の満足度が増し、行政への信頼感が高まる

3 施策の主な内容

（1）便利で親切な窓口サービスの推進

- ・町民にとって便利で分かりやすく、快適な窓口サービスを実現するため、各種職員研修を実施し職員の資質向上に努めるとともに、窓口サービスを検証し満足していただける対応を推進します。
- ・**芽室システム（窓口支援システム）の安定的な運用を図り、住民サービス水準の向上と職員の業務効率化を推進します。**

（2）電子自治体化の推進

- ・**第3期「芽室町役場ICT計画」**及び「芽室町DX推進ビジョン」並びに国の「自治体DX推進計画」に基づき、行政手続きのオンライン化を推進するとともに、芽室町に合った町民サービスの向上に期待できるデジタル化について、全庁的に推進します。
- ・情報化の進展に伴い、情報の漏えいや外部からの不正侵入などを防ぐためにハード・ソフト両面からの継続したサイバーセキュリティ・情報セキュリティ対策に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (R12)
①役場等の窓口やカウンター、電話などでの職員の対応に満足している町民の割合	住民意識調査	87.2% (R7)	80.0%以上
②町の行政サービスに満足している町民の割合	住民意識調査	84.2% (R7)	80.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
職員研修の実施	総務課		実施			
電子自治体化の推進	総務課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

基本目標 5 住民と行政が共に考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-2 時代に即した行財運営と行政サービスの推進

5-2-1 効果的・効率的な行政運営

主管課 政策推進課

1 現状と課題

本町では、平成16年2月に、当面他市町村と合併しない方針を決定し、平成17年度から事務事業評価制度、平成21年度から施策評価制度を導入しマネジメントサイクルの確立を進め、今後においても、マネジメントサイクルの確立と計画行政の推進を継続する必要があります。

本町においても人口減少が進んでおり、人口減少の克服などに的確かつ迅速に対応するため、平成27年9月に国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（総合戦略）を策定し、令和7年3月には「第3期総合戦略」として改訂しました。人口減少にはさまざまな要因があり、産業の振興や出産・子育て環境の充実、住環境の整備、将来的な移住に繋がる交流人口の増など、長期的な視点で人口減少の抑制につなげる取組が必要です。また、人口減少による担い手不足なども生じており、限られた資源を計画的かつ効率的に配分することが不可欠であります。そのため新たな挑戦や既存事業の見直し・廃止など、地域が持続できるよう、人口規模に合わせた仕組みづくりが必要となります。

また、本町は昭和61年度策定の「第1次芽室町行政改革大綱」から平成30年度までの「第9次芽室町行政改革大綱」を推進しましたが、平成31年度からは、「行政改革から行政経営へ」と発想を転換し、第5期芽室町総合計画を実現するための土台（組織）づくりに取り組むため、内部管理に特化した「芽室町行政経営ポリシー」を策定し第6期芽室町総合計画の策定に併せ、「第2期芽室町行政経営ポリシー」を策定しました。

令和6年4月には「芽室町公共施設等総合管理計画」を改訂し、各種公共建築物及びインフラ施設などに関するマネジメント計画の上位計画として位置づけ、町財産の維持管理を総合的かつ計画的に進めています。また、令和3年9月に「芽室町町有財産利活用等基本方針」を策定し、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用などを進めることとしました。

2 施策の方針

総合計画の取組を推進し、人口規模に合わせた効果的で効率的な行政運営を進めます。

対象	第6期総合計画
意図	総合計画：目標と掲げられた指標を実現する
結果	計画などに基づき、人口減少などに対応した効果的で効率的な行政運営に結びつける

3 施策の主な内容

（1）計画行政の推進と評価・予算との連動

町が行う業務は、毎年点検・評価を行い改善・改革に取り組み、その結果については総合計画・実行計画に反映させ、予算と連動させるマネジメントサイクルを継続するとともに、点検・評価をより改善・改革・実行計画に反映できる手法を検証し、マネジメントサイクルの改善を進めます。また、点検・評価にあたっては町民や有識者による外部評価を継続します。

（2）行政改革の推進

これまでの行政改革の歴史・背景を再確認し、行政改革から行政経営へと発想を転換し、より効果的・効率的な行政運営を実現させるため、令和8に策定した「第2期芽室町行政経営ポリシー」及び令和3年度に策定した「芽室町地域・行政経営システム（チーム芽室編）」に基づく取組を進め、町民満足度、さらには職員満足度を向上させます。

(3) 庁内コンピュータ維持管理

令和8年度に「第3期芽室町役場ICT計画」を策定、費用対効果・情報セキュリティ・クラウドサービスの活用の3つの柱を基に、効果的・効率的なICT活用・セキュリティの確保により町民サービスの向上を目指しており、これらを実現するための庁内コンピュータの維持管理を計画的に進めます。

(4) 広域行政の推進

十勝圏の1市18町村では、十勝圏複合事務組合による広域的な施策を進めています。また、平成23年7月には十勝定住自立圏形成協定が締結され、共生ビジョンにより広域課題の解決に取り組んでおり、人口減少時代に入り住み慣れた地域で住み続けられるよう、道内外の他の自治体との連携・協力を積極的に推進します。

(5) 公有財産（土地・建物）適正管理の推進

「芽室町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進し、公共ファシリティマネジメントの考え方により、民間アイデアの活用や経営の視点を取り入れ、効果的・効率的な公共施設運営を推進します。また、「芽室町町有財産利活用等基本方針」に基づき、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用などを進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (2030/R12)
①第6期総合計画後期実施計画の施策評価（外部）の全施策がD以上、2施策以上がB以上の評価施策数	総合計画審議会 評価結果	33 施策（D以上） 0 施策（B以上） (R7)	34 施策（D以上） 2 施策（B以上）
②職員満足度	職員アンケート	78.0% (R3)	80.0%
③町の行政サービスに満足している 町民の割合	住民意識調査	82.9% (R3)	80.0%以上
④公共施設（建築物）管理面積	都市経営課調べ	205,370.91 m ² (R3)	187,091.69 m ²
⑤町有財産（土地）利活用率	都市経営課調べ	10.9% (R3)	15.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
芽室町自治基本条例の推進	政策推進課		実施			
行政改革の実施	総務課		実施			
計画行政の推進	政策推進課		実施			
庁内コンピュータの維持管理	総務課		実施			
公有財産（土地・建物）適正管理 の推進	都市経営課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

時代に合わせた評価システムの検討

職員の担い手不足や人口規模を考慮した事務の共同化の検討

基本目標 5 住民と行政が共に考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-2 時代に即した行財運営と行政サービスの推進

5-2-2 健全な財政運営

主管課 政策推進課

1 現状と課題

本町の財政は、町税等の自主財源のみで行政サービスを賄うことが難しい構造にあり、国・道補助金や地方交付税等の依存財源が歳入の約60%を占めており、これらに大きく支えられています。一方で、人口減少・少子高齢化の進行に加え、物価高騰や人件費上昇の影響により、歳入の伸びが見込みにくい中で、委託料をはじめとする経常経費が増加しやすく、財政の硬直化が進みやすい状況にあります。

また、公共施設や道路・橋りょう等のインフラの老朽化対策に加え、十勝圏での一般廃棄物新中間処理施設整備等、将来に必要な投資を計画的に進める必要があることから、一定の財政支出は避けられない状況にあります。直近の令和8年度一般会計当初予算では約155億円と大きな規模となり、主要事業の計上や単価上昇の影響が反映されています。歳入面では普通交付税の大幅な増額を見込むことは難しく、基金を取り崩し一般財源の確保をしており、基金残高の確保と財政運営の弾力性の維持が課題となっています。

このため、歳入面では町税収納率の維持・向上をはじめ、使用料・利用料の適正な受益負担の点検・見直しとともに、寄附金であるふるさと納税等「稼ぐ行政」を推進し、自主財源の確保に努める必要があります。一方、歳出面では、令和7年度から令和9年度を事務事業見直しの集中期間と位置付けていることを踏まえ、行政評価と予算を連動させた見直しを一層徹底し、スクラップ・アンド・ビルドによる「選択と集中」を進める必要があります。

あわせて、特別会計・事業会計の自立性・健全性の確立を図り、一般会計への影響を抑制するとともに、今後は中期財政計画に加えて町の長期的な財政見通しなど、財政状況のわかりやすい公表に努め、町民・議会等との共有を図ることが求められます。

2 施策の方針

安定した行政サービスの提供に向け、収支バランスがとれた健全な財政運営をすすめます。

対象	町財政
意図	財政が健全な状況である（一般・特別・事業会計） →収支のバランスが取れ、黒字の状態
結果	行政サービスを安定的に提供できる

3 施策の主な内容

（1）歳入の確保

- ・町税については、税務署、十勝総合振興局との協力による納税意識の高揚・啓発、滞納者に対する行政サービス制限や十勝市町村税滞納整理機構との連携による滞納処分を行い、歳入の確保を図ります。
- ・「徴収一元化」体制の継続による効果的な徴収と、納入者の利便性を図るためコンビニ納付やスマートフォン決済アプリによる納付の継続、QRコードを用いた納付方法の導入など、住民にとって納入しやすい納付環境の整備を進めます。
- ・「稼ぐ行政」の考え方を念頭に、ふるさと納税の返礼品の磨き上げ・新規開発、効果的な情報発信、寄附者との関係づくり等を進め、地域内経済循環の促進を図ります。また、企業版ふるさと納税についても、企業との協力関係の構築を進め、さらなる自主財源確保に向けた取り組みを進めます。

(2) 歳出の抑制

- ・施策評価、事務事業評価結果を踏まえた3年ローリングによる実行計画を策定し、マネジメントサイクルのなかで事務事業の目的と効果を点検します。
- ・予算投入と成果の妥当性を念頭に置き、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事業の優先順位付けと取捨選択を進め、歳出の抑制を図ります。
- ・公共施設、インフラの老朽化対策については、計画に基づき長寿命化等を進めるとともに、複合化・集約化、民間活力の導入等を含め、公共ファシリティマネジメントの視点から将来負担の平準化を図ります。
- ・物価高騰や人件費上昇等の環境変化を踏まえ、委託内容や運用の見直し等により、サービス水準を確保しつつ、コスト上昇の抑制に取り組みます。
- ・特別会計・事業会計の繰出しが一般会計の収支に影響を及ぼしていることから、独立採算性の原則を踏まえ、自立性・健全性の確立に向けた点検と改善を進めます。

(3) 財政状況の共有化

- ・町民に対し、財政状況の理解が深まるよう情報公開を行うため、ホームページや広報誌を通じ、わかりやすく的確な内容に努めます。
- ・財政指標、基金残高、主要事業の状況等について、町民・議会からの意見も踏まえ、見せ方を工夫しながら財政状況の共有を進めます。

(4) 財政計画の策定

- ・財政計画を策定し、中・長期的な財政見通しを明らかにします。また、財政計画は毎年度見直しを行い、その内容を公表します。
- ・「選択と集中」「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」「特別会計・事業会計の自立性・健全性の確立」等の考え方を財政計画と連動させ、計画と予算の整合を高めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値 (R7)	目標値 (R12)
①経常収支比率	地方財政状況調査	89.9% (R6)	95.0%
②健全化判断比率（実質公債費比率・将来負担比率）	地方財政状況調査	実質公債費比率 9.2% (R6) 将来負担比率 66.8% (R6)	実質公債費比率 17.0%未満 将来負担比率 100.0%未満
③町税収納率	地方財政状況調査	99.8% (R6)	99.9%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	R9	R10	R11	R12
納入しやすい環境の拡充	住民税務課		実施			
財政状況の公表	政策推進課		実施			
財政計画の策定	政策推進課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・安定的な税の収納ができるよう、効率的・効果的な徴収の実施と納税意識の啓発
- ・基金の活用による運用益の拡大、ガバメントクラウドファンディング、ネーミングライツなどによる資金調達などあらゆる手段による財源確保の検討